

## 吉岡町社会福祉協議会シルバーカー購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 高齢者の歩行の補助としてシルバーカーを購入した場合、購入費の一部を補助し、費用負担の軽減と日常生活の利便を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、吉岡町に住所を有し、歩行に支障がある65歳以上の者とする。

2 前項の補助対象者に代わり、親族が購入した場合においても、補助金の交付を受けることができる。ただし、吉岡町に住所を有する親族に限る。

### (補助対象となるシルバーカー)

第3条 補助の対象となるシルバーカーは、次の機能を備えたものとする。

- (1) 四輪で安定感がある手押し車であるもの
- (2) ブレーキ等、制御機能が付いているもの
- (3) 椅子としての機能又は荷物入れを有するもの

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、シルバーカーの購入に要する経費の2分の1の額とする。ただし、5,000円を上限とし、補助対象者1人1回に限り交付する。

2 前項の場合において、当該補助金の額に100円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (申請)

第5条 シルバーカー購入費補助金を受けようとする者は、シルバーカー購入費補助金交付申請書(様式第1号)に領収書を添えて、吉岡町社会福祉協議会長(以下「会長」という。)に申請するものとする。

### (決定及び交付)

第6条 会長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、適正と認めるときは、シルバーカー購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

### (補助金の返還)

第7条 会長は、虚偽の申請により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の返還を命ずることができる。

### (支給台帳の整備)

第8条 会長は、補助金の支給状況を明確にするために、シルバーカー購入費補助金支給台帳(様式第3号)を整備し、保存するものとする。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。